

# 釜無川漁業協同組合内共第16号 第五種共同漁業権遊漁規則

(趣旨)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(にじます、いわな、あまご及びかじかをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第6条第1項に規定する遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁はイ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲でなければならない。

ア 魚 種	イ. 漁 具 漁 法	ウ. 統 数 又 は 規 模
に じ ま す い わ な あ ま ご か じ か	竿 釣	1 人 2 本 以 内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
に じ ま す	3 月 1 日 から 9 月 3 0 日 まで
い わ な	〃
あ ま ご	〃
か じ か	5 月 1 6 日 から 9 月 3 0 日 まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
に じ ま す	1 5 センチメートル
い わ な	〃
あ ま ご	〃
か じ か	〃

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1)

承 認 期 間	遊 漁 料
1 日	1, 000 円
1 年	3, 500 円

(2) 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
中 学 生 以 下 の 者	無 料
身 体 障 害 者	1 年 2, 000 円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 諏訪郡富士見町富士見4654     | 高原堂印刷所   |
| (2) 諏訪郡富士見町落合10007     | 出羽スポーツ店  |
| (3) 諏訪郡富士見町立沢1-6       | 立場川キャンプ場 |
| (4) 前各号のほか組合が指定し公示した場所 |          |

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑になる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日より施行する。(行政庁の認可 令和5年12月1日)

(様式第1号)

# 遊 漁 承 認 証

年 釣 券

(表)

添付ないもの無効		遊 漁 承 認 証	（組合印のないものは無効です。）
正面向上半身 写真貼付			
遊漁者	住所		
	氏名 (才)		
漁具漁法			
対象魚種			
承認期間	年 月 日まで		
遊 漁 料	円		
遊漁区域	釜無川本流・支流		
発行年月日	年 月 日		
釜 無 川 漁 業 協 同 組 合			

(裏)

**【注意事項】**

1. 漁業法、水産資源保護法、長野県漁業調整規則及び本組合規定を厳守して下さい。
2. 本証には必ず本人の写真を貼付して下さい。本証の貸借は厳禁します。
3. 本組合の組合員、監視員、又は関係公務員の要求があったときは本証を提示してください。
4. 本証の通用する河川の範囲は次のとおりです。  
(1)本組合管内の釜無川本流と支流全域

(本証は再発行いたしません。)

日 釣 券

(表)

月	一 日 遊 漁 承 認 証 釜 無 川 漁 業 協 同 組 合	年	◎本証は日付の当日以外は無効です。
日			
魚 種			
漁具・漁法			
遊 漁 料		円	
住所・氏名			
発行年月日		年 月 日	

(裏)

**【注意事項】**

- (1)この証は、出漁時には必ず携帯し、魚籠又は見やすい所につける。
- (2)漁場監視員の要求があったときは本証を提示してください。
- (3)組合の増殖施設に対し、妨げのある行為をしない。
- (4)その他、組合の規定を守ること。

(様式第2号)

漁 場 監 視 員 証

(表)

(裏)

NO. _____
<u>漁 場 監 視 員 証</u>
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
氏名 _____ (年齢 _____ 才)
住所 富士見町 _____
(有効期限)
自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
釜無川漁業協同組合

<b>【注 意 事 項】</b>
1. 監視の際は、必ず携帯し、
遊漁者が関係法令等を
順守するよう指導する
ものとする。